

## 評価細目の第三者評価結果 (保育所、地域型保育事業)

### I 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	「地域と手を取り合い、子ども一人ひとりを暖かなまなざしで見守り育てていける保育環境をつくる」という保育理念や大切にしている価値観などは事業計画書や園のパンフレットに示され、職員や保護者等に周知されている。 入園希望者等には園の方針が丁寧に伝えられており、また、園内では職員に向け、日々の保育実践の中でアドバイスや話し合い等により保育方針や大切な価値観などの浸透が図られている。今回の職員自己評価でもこの項目に関しては「できている」という評価が大部分を占めている。

#### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	事業環境については園として地域の保育環境やニーズを調査して把握に努めている。園児数の推移などは公表されている情報のほか、独自に収集して毎年度の数値を把握し、年齢児ごとのニーズを探って経営の参考としている。また、独自の調査から園の強みなどの把握がされており、園の経営や地域支援、保育の質の向上に活かされている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	例えば外遊びでは午後に他の幼稚園児と一緒に遊ぶなど、環境分析の結果も踏まえて特色ある保育が実践されている。また、地域の人への絵本の貸し出しや地域・関係機関に向けた認知度向上策等、「地域と手を取り合い、子ども一人ひとりを見守り育てていける保育環境をつくる」という旨の保育理念に沿い、課題を解決するための具体的な取り組みが進められている。

#### I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	中長期計画は法人で作成しており、利益計画や予算の明確化がされている。計画の内容は春と秋に開催される全社員総会で共有するとともに、毎月実施される法人の認可保育園事業部会議の中で中長期経営計画や法人・保育事業本部の方針を共有し、その内容に基づき年度の事業計画を策定している。
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	事業計画には企業理念と企業モットー、保育理念、mission、保育方針、保育目標が示され、保育目標の策定理由や方針に基づく保育内容が明記されている。そのほか、食育や安全性の確保に関する項目、年間行事などが示され、園の課題に沿ってコロナ禍における保育や職員の働きやすさ、保育の特色を強める施策などが計画されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	事業報告書作成時は年度末に事業計画を総括し取り組みを振り返っており、問題点を明らかにしている。年度の振り返りから次期に向けた課題と実施事項を抽出しており、次期の事業計画に反映させている。事業計画は毎年3月に開催する「次年度会議」において職員に口頭で周知しているが理解と浸透については課題としている。
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	園の玄関に運営規定と事業計画書を掲示して保護者に周知している。また、運営委員会を年2回開催しており、その中で前期・後期の状況報告がされている。運営委員会の議事録についても玄関に掲示して周知をしている。 なお、保育目標や方針等については保護者に向け周知されており、利用者アンケートの結果からも比較的浸透しているといえる状況となっている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	保育の自己評価とは別に毎月の保育内容を個々に段階評価し、業務やクラス運営などについてはクラス単位で振り返りをしている。評価の結果については集計をして毎月の職員会議で振り返っている。また、その中で保育の基礎的なことを大切に向上に取り組んでいる。 園独自の書式を用いて振り返り、改善に向けた取り組みがされており、保育の質の向上のための意識が高く保たれているものと推察された。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	保育園の自己評価は厚労省のガイドラインに基づき、法人の保育事業本部で内容を統一して実施している。段階的な評語を用いて評価し、状況の把握をしている。評価が良くなかった項目については会議で話し合い、次年度の重点実施事項として明確化して改善策に取り組んでおり、組織として保育の質の向上に向けたPDCAの仕組みが機能している。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-1 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-1-1 ① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	<p>法人で作成しているすきっぷ保育園の職種一覧において園長、主任、専門リーダ、分野別リーダ等の職務と役割が明示されている。</p> <p>園長の役割として、最終的な責任が園長にあることが職員に周知され、事故やけがの対応、保護者対応などが実践されている。</p> <p>また、保育実施面の一例として、「子ども1人ひとりの育つ力に“働きかけ”“信じる”“待つ”ことで花開かせる保育」という保育方針については、日々の実践において日誌などから園長が把握し、職員とコミュニケーションをとり、相談を受ける時などの機会に伝えており、「子どもの気持ちに沿った保育ができていないか」を確認をして個々に指導をしている。</p>
II-1-1-1 ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	<p>法令遵守に関しては入社時のオリエンテーションのほか、法人として推進するゼロハラスメントの取り組みなどが園長会議で周知され、職員にはオンラインで視聴してもらっている。ハラスメント全般については正職員のほかパート職員も加えて研修を実施し、園全体に向けた行動規範の浸透策が推進されている。</p> <p>虐待対応については法人の看護師と園長で内部研修を実施している。また、男性保育士が在籍していることから、園長が動画を作成し、年に1、2回の頻度ですきっぷ保育園の全男性保育士向け研修が実施されている。</p>
II-1-2 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-2-1 ① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	<p>園長は保育の質の向上について高い意欲と課題認識を持ち指導力を発揮している。日々の業務の中で十分に現場を直接確認することが難しいことから、日、週、月毎の振り返りを大切にし、各クラス、職員の次の仕事へ繋がるよう心がけている。毎日の日誌を確認してアドバイスをしない、各クラスの保育をしっかりと見ることにしており、また、個々の保育者をよく把握してフィードバックすることにしていく。その際は保育観を伝える事、保育について一緒に考えてゆくことを大切に考えて実行している。</p>
II-1-2-1 ② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>園長はコーチングやティーチング、チームビルディングなど園運営に必要な知識について研修や書籍学習等を通じて学び、園運営に活かしている。</p> <p>また、地域等、園を取り巻く外部環境や内部の環境について把握し、自主的に課題出しをして解決のためのアクションが実施されている。</p>

Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人材確保では採用につながる工夫をしており、保育の質を維持するための必要な人員確保ができています。実習生を積極的に受け入れ、また、そのことをオープンな環境づくりと業務改善、風通しの良い組織風土づくりにもつなげており、園としてもそれを大切に考えています。	
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	a	採用については法人のウェブサイト内に欄を設けて募集をしている。配属については本部と園で検討し決定する。異動や進退については基本的に園が担当している。 人事制度では人事考課を運用している。評価基準のあいまいさを排除するための工夫をした制度を構築し、年2回、評価を実施して昇給と賞与に反映している。評価結果については実施の都度、職員に説明しフィードバックしている。法人では360度評価を取り入れる予定もある。	
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有給消化率は100%である。年間スケジュール作成の際には行事予定を作成する前に、有給休暇の使用やリフレッシュ休暇、加えて年度内に1日取得できるマイすきっぷデイ（休暇）の予定を決め、着実に消化できるようにしており、休暇取得が推奨されている。また、事情による当日の休みなどにも、人員の余裕と園長のフォローにより対応がされている。仕組みとして休みにくさや気まずさなどが生じないような工夫がされており、職員も気持ちよく勤務できるものと推察された。職員の定着率も高いところとなっている。	
Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ－２－（３）－① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。	a	日誌の確認による日々の保育の振り返りや、正規職員のほかにパート職員も対象にして行われる年2回の職員面談、加えて必要に応じて適宜実施している面談（年に5、6回程）などにより、園長と職員が直接話し合う機会を豊富に設けており、それらの機会を通じて保育観の浸透や個々のスキルの向上などの人材育成、環境の整備などが日々進められている。	
Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	保育事業本部で年間研修計画を作成し、オンラインにより研修が実施されている。また、新規のプログラムなども順次作成されている。 園内では安全管理や保健、保育における主体性などのテーマで毎月研修を実施し、そのほか職員会議後などの時間に適宜の研修の時間を設けている。保育の全体的な計画に年間研修計画も組み込み、計画的に研修が実施されている。	
Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。	a	本部研修では保育原理から絵本やリトミックなどの実践面、リーダー向けの研修や危機管理等の研修テーマがあり職員が希望して受講することができる。また、園内では保育の自己評価の結果を踏まえた研修テーマを設定して内部研修を実施しており、法人全体として職員個々の育成を目指す統一した内容の研修と、園として必要な研修が実施される体制が構築されている。	
Ⅱ－２－（４） 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ－２－（４）－① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生受け入れマニュアルがあり、実施計画を作成し、受け入れ時には心構えや持ち物などを伝えている。令和2年度は10名、延べ12回の実習生を受け入れており、子どもと触れ合う時間も大切にし、実習期間にさまざまな体験をしてほしいということを伝えているなど、受け入れ方針を明確にして積極的に取り組んでいる。	

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a		<p>保育所に必要な情報の公開がされている。運営委員会は年2回開催しており、各クラスの保護者代表と園長、主任、本社記録係と看護師、第三者員2名が参加している。開催時は前期・後期の状況報告に加え、保護者からの要望を一覧にしてその内容に基づき話し合いの時間を持ち、議事録は玄関に掲示して周知をしている。</p> <p>クラスの様子はブログで伝えており、定期的なブログの更新やSNSの活用など充実化について前向きに検討している。</p>
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a		<p>福祉サービス第三者評価は今年度初の受審であり、今後は定期的に受審していく意向がある。園の経理、労務関係は本部で管理し確認がされており適切な管理がされているかのチェックがされている。また、本部から定期的な巡回があり、保育と保健・衛生面の確認などが実施されている。</p>

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a		<p>コロナ禍により交流の縮小を余儀なくされているが、地域の福祉施設との交流や地域の納入業者との交流を持っている。日頃お世話になっている地域の関係者等には勤労感謝の日にプレゼントを渡すことなども実施しており、新型コロナが収束したら工場見学の予定などもある。そのほか、コロナ禍で中断しているが、近隣で活動する大学の体育会との交流なども行われている。</p>
II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a		<p>ボランティアの受け入れは実績もあり、体制が整えられている。県のボランティアプログラムに参加しており、令和3年度は9月のみで5名を受け入れているほか、園独自に50歳代、40歳代の女性のボランティアを受け入れている。</p>
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a		<p>必要に応じ児童相談所との連携している。また、気になる子どもがいる場合は市の保育課とケース会議を行なうなどの連携がされている。</p> <p>地域の消防署とは見学を持ち、防災の話などを聞いている。また、警察署とは勤労感謝の日の交流をきっかけに関係もでき、警察官の道具を見せてもらうなど、仕事を知る機会を持ったり、他園と共同で安全教室に参加している。</p>
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a		<p>保護者アンケート等を通じて地域の子育てや保育についての要望などの把握に努めている。コロナ禍で自宅待機の時期には、地域内で一時家庭で過ごす子どもの玩具の要望が高まった時があり、その時は園の玩具と自由画帳を園の前に置き、自由に持ち帰ってもらうなど、地域に貢献することにも取り組んでいる。</p>
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。	a		<p>地域に向け絵本の貸し出しを実施している。なお、コロナ禍につき休止しているが、地域子育て支援事業では毎月の保育相談のほか、外部講師による地域の子育て家庭と在園児保護者向けの体操教室を年2回、そのほか風船づくりや歌等の催しなども実施されていた。</p>

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<p>人権擁護のためのセルフチェックリストを年に1, 2度、パート職員も含め全職員に対して実施し、実施後は毎回職員皆で項目を振り返ることにしている。</p> <p>保護者にはアンケートを実施し、保育園の運営に反映している。アンケートは行事实施時のほか、年度末に運営に関することと次年度への期待に関する内容で実施されている。また、年に3, 4回、子育ての悩み等についてのアンケートを実施しており、伝えやすい環境づくりをするとともに個別に対応している。</p>
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	<p>写真の扱いなど子どものプライバシーについては個々の家庭から「確認書」により意向を細かく確認して対応している。</p> <p>また、SNSを活用した情報提供など、新たに対応の必要が生じたときは就業規則を適宜改定して職員に周知している。ブログ記事の公開時はダブルチェックをしているなど、プライバシー保護を徹底しており、職員の意識も高いということであった。</p>
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<p>ホームページやパンフレットには園の概要をはじめ方針や目標、園の特徴やよくある質問集を掲載する等、利用希望者に向けて情報を丁寧に周知している。パンフレットやチラシを市の窓口や関係機関に置くほか、園のポスターを作成して町内の掲示板や産婦人科、地域の子育てセンターに掲示するなど、地域住民に広く園の情報を伝えることに取り組んでいる。</p> <p>また、園のブログでは日々子ども達の姿が写真付きで紹介されており、具体的に園でどのような保育が展開されているかがわかりやすく伝えられている。</p>
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	a	<p>入園時に配布する重要事項説明書には、保育料や保育時間などの事務的な事項から、保健衛生、給食、災害時の対応、苦情や要望の受付、各学年の持ち物についてまで、園で生活を開始するにあたり必要な事項がわかりやすくまとめられている。</p> <p>重要事項説明書の内容は入園前面談や入園説明会実施時に詳しく説明をしている（コロナ禍では個別に入園説明を実施）。連絡事項などについてはアプリによる一斉配信も行ない、入園後には担任と細かな打ち合わせを行なって、子どもの様子やクラスでの過ごし方などを保護者と共有し保育をスタートさせている。</p>
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	<p>保護者が園との連絡に利用するアプリについては退園後すぐに登録を消すことはせず、連絡や写真の販売もできるように配慮している。また、そのアプリを利用して退園した子どもや卒園児を運動会などの行事に誘い子どもの様子を見るなど、サービスの継続性に配慮している。保護者が声をかけやすいような雰囲気づくりを心掛けており、電話による連絡や実際に園に遊びに来ることもある。</p>

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	保護者会や運営委員会、全員を対象に実施する個人面談など、保護者と話をする機会を多く設けている。開催時は事前にアプリを用いて保護者全員からアンケートを取り、意向や意見を把握している。また、開催後には議事録をアプリに配信する等して全体への周知をしている。個人面談はコロナ禍に於いて対面で行うことが難しいため、クラウドのWEB会議ツールを用いるなどの工夫もしており、積極的に保護者とのコミュニケーションがとられている。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情については受付担当者や解決責任者を定め、園長や主任のほか民生委員や本部など、複数の人が関わり解決を図る仕組みがある。重要事項説明書には苦情解決制度について記載し、そのほか、園の玄関に設置している掲示板にも同制度について掲示をすることで保護者への周知がされている。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	玄関には大きな意見箱を設置して保護者の意見を受け付けている。また、園のアプリには日々の子どもの様子を伝えたり、個別に園と連絡を取り合うなどの機能があり、保護者からの相談があれば専用アプリから相談対応ができる。登降園時には気軽に相談しやすい雰囲気となるよう心がけているなど、意識を高めて環境づくりに取り組んでいる。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	利用者からの相談や苦情は受付簿に記入され、その内容や対応が記録されている。相談や意見、苦情については専用アプリを活用して職員間で共有し共通の認識ができるよう努めている。運営法人の保育事業本部では運営する各園の苦情を取りまとめ、内容と対応をホームページで公開している。
Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	危機管理委員会が設置されており、ヒヤリハットや事故の集計を行ない、職員間で共有し、対策を検討して再発防止や予防に努めている。また、現場では正規職員はみな消防署が行う救命救急講習を受講している等、職員の意識と実践力を高める取り組みが実施されている。 安全性の確保については事故予防、感染症、非常災害時などのマニュアルを整備し園内での共通理解を図っている。年度末にはマニュアルや実際の業務内容を確認し、必要があれば園長が参加する事業部会議に提案して法人保育事業部全体で協議し改定がされている。 事故予防に関する研修や取り組み、非常時の備え、保健に関する事など、安心、安全についての取り組みは法人のウェブページに掲載されている。また、重要事項説明書には災害が発生した時の対応や避難場所、連絡方法などを記載し、非常時の対応についても丁寧に保護者全員への周知がされている。
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症の発生時には園で導入しているアプリを用いて保護者へ一斉配信し、注意を呼び掛けている。新型コロナウイルスの感染防止策としては、来園者の検温や手指消毒のほか、子どもの引き渡しは玄関で行ない、子どもの体調はアプリで連絡してもらい確認した上で受け入れを行う事を徹底している。また、給食時には衝立をしたり、子ども同士の接触がなるべく少なくなるような座席配置の工夫するほか、清掃や消毒の回数を増やすなど、保育になるべく大きな制限がかからないよう留意しつつ、園内での感染予防に努めている。

<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月実施している避難訓練は土曜保育や延長保育時など通常の配置とは異なるさまざまな活動場面を想定して実施し災害に備えている。また、不審者訓練も年に6回実施し、対応力を高めることに注力している。</p> <p>水害対策では避難用のボートやリヤカーを用意して河川の氾濫時に備えている。4、5歳児は日ごろの保育の中で自分でライフジャケットを脱ぎ着したり、ライフジャケットを着てプール遊びをするなどの活動をしており、万一の際にも個々の安全を確保できるよう取り組んでいる。</p>
---	----------	---

Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

<p>Ⅲ－２－（１） 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>		
<p>Ⅲ－２－（１）－① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>園内業務や保育については法人の業務マニュアルが整備されている。入社時には理念や方針、保健や個別月案等について研修を行い職員への浸透が図られている。保育の実践面については保育所保育指針を用いて実際に行われている保育と指針の内容を照らし合わせて振り返り、園長と職員、職員間の意識や手順などを共有している。</p>
<p>Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>a</p>	<p>毎月の保育を振り返る中で、子どもの姿から子どもや保育者の動きや保育環境などを見直し、状況に応じて見直している。行事も実施毎に保護者アンケートの結果も参考にし振り返り、その結果を次の行事に反映するようにしている。</p> <p>年度の終わりには次年度に向けた会議を実施し、その年度の子どもの様子全般を総括し、1日の生活の流れや、例えば、コロナ禍において子ども達になるべく制限をかけずに感染予防の環境をつくることなど、保育環境について職員皆で話し合う機会を持っている。</p>
<p>Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>		
<p>Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。</p>	<p>a</p>	<p>クラス毎に年間カリキュラム、月案、日案が立てられ、計画的に保育が行われている。入園時は入園前の子どもの様子や生活、健康状態など子どもの詳細な情報を収集し、入園後は保護者と担任で話し合いを持ち、子どもの様子の観察をして個別月案を作成している。その後は毎月子どもの姿を振り返り、子どもの姿を基に次月の計画（月案）を立てている。</p> <p>個別月案は3歳までは毎月、4歳は2ヵ月毎、5歳児は3ヶ月毎に作成され各家庭に公開されている。保護者に個別月案を公開することで子どもの姿や課題、目標が家庭に伝えられており、保育の着眼点や長期的な見通し等を理解してもらい、認識を共有したうえで保育実践につなげている。</p>
<p>Ⅲ－２－（２）－② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎月の職員会議やクラス会議において各計画の振り返りと見直しが行われている。見直しの際は計画を共有する保護者の感想なども参考にすほか、子どもの姿で気になることがあれば職員全体で話し合い対応や配慮事項について考えたり、必要に応じて専門家に見てもらいアドバイスをもらうなど、個々の状況に沿った援助ができるよう努めている。また、園長が個別月案の内容を確認する中で疑問が生じたときには担任に保育の意図や考えを確認し、園全体での認識の共有が図られている。</p>

Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
<p>Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>個々の子どもの姿は個別月案に記録されている。日々の保育は各クラスの日誌に、クラスの子どもの様子や保育の反省、評価は月案等に記録されている。これらの記録はデータで保存、共有されており、前年度や前々年度の記録と併せて参照して個々の子どもの成長過程を確認し、その後の保育に活かしている。また、記録を園長と主任が確認をして職員一人ひとりに向けたアドバイスがされている。</p>
<p>Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>a</p>	<p>重要な書類は鍵付きの書庫に保管されている。子どもに関するデータはクラウド等で管理されており、データを園外に持ち出さないことなど、園外での利用に関する注意事項などもルール化されている。 個人情報の取り扱いについては重要事項説明書にも記載して保護者に周知しており、守秘義務のほか、園で提供する写真画像データの扱いについて注意を促すなども行なって管理を徹底している。</p>

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	保育の全体計画では、法人が掲げる理念や方針を踏まえて園の目標が立てられ、年齢児ごとに5領域についての目標が立てられている。そのほか、健康管理や安全管理、保護者支援、地域交流、説明責任など必要な事項についての目標を設定し、目標に沿って年齢児ごとに年間カリキュラムが作成されている。全体的な計画は4か月に1回、職員会議の中で見直しが行われており、年度末には実施した事項を基に職員全員で計画を振り返り、次年度の計画が作成されている。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	子どもが心地よく過ごせる環境や一人ひとりの子どもの状況に応じた保育についてなど、毎月の園内研修で職員間で話し合い保育環境を設定している。各保育室には子どもの成長や発達に沿って選ばれた玩具や手作りの玩具が用意されている。どの部屋にも畳のスペースがあり、いつでも座ったり寝転んだりできる環境がある。また、荷物かけは突起部分がつき出ていないものを選んだり、消火器には転倒防止の木製カバーの設置、歩行が安定しない年齢のクラスの出入り口に巧技台を置いて段差を低くするなど、子どもが安全に生活できるようきめ細かな配慮がされている。
A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	「子ども一人ひとりを暖かなまなざしで見守り育てていける保育環境を作る」事を保育理念に掲げ、理念のもとで保育を行なっている。保育者が子どもの視線にたち、子どもの思いややりたいこと等を見取り、一人ひとりの気持ちに寄り添った環境を作っていくよう心掛けている。視察ではどの保育者も子どもが自ら活動する姿を見守ったり優しい声掛けをし、子どもがやろうとする姿に寄り添う姿が見られた。遊びたいときに自分の好きなものを選んで遊ぶ、休息したいときには自由に横になることができる等、環境を整えると共に、それを自由に行えるよう見守る保育が行われている。
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	トイレトレーニングや離乳食など基本的な生活の習得については、子どもの様子を見て、家庭と連携しながら進めている。園から保護者には子どもの発達や様子、気持ちを伝え、環境づくりでは靴や衣服を自分で取りやすい位置に置いたり、自分のものだとわかりやすいようにまとめたり、着替えやすいように間隔をあけて置くなど、子どもが自分の身の回りのことを自分で行いやすく、「やろう」という意欲が持てるよう発達に沿った工夫をして整えている。
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	通常保育ではほぼ毎日公園へ出かけ身体を十分に動かして遊んでいる。室内では子どもの発達や遊びの様子からクラス間で玩具を移動させたり、玩具棚やコーナーを設定し、子どもが自ら出し入れしやすい環境を整えている。保育者は子どもの行動や言動を見守りながら、その時の子どもの気持ちによりそった言葉がけや援助を行なっている。今回の第三者評価における保護者アンケートでは戸外遊びが多く行われている事や子どもの自主性を大切に色々な体験をしている事など、行われている保育に満足していると推察される意見も多い。

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>乳児保育では一人ひとりの様子を見極め、個々に合わせた活動を考えたり、環境を考えることを心掛け保育にあたっている。部屋には指先でつまんで遊べる玩具が置かれたり、自分で出たり入ったりできるよう大きなたらいを置くなど、個々に好きな遊びを楽しむ中で、自然に指先や全身の発達が促されるような環境が作られていた。          戸外では水遊びをする中で隣で遊んでいる2歳児とふれあい、一緒に感触遊びを楽しんだり、それぞれの場面で異年齢の友達と関わり色々な遊びを経験している。          給食を食べる前には保育者に絵本を読んでもらうなどしている。また、子どもが発した声に耳を傾け、やさしく答える、午睡から早く目覚めた子どもに対しては遊べる環境を用意しゆっくりと遊ぶなど、子ども一人ひとりの活動に応じた環境を作り、ゆっくりと丁寧な関わりがされている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>自分のやりたい事を十分な言葉で表現できない年齢の子ども達に対し、表情や様子から個々のやりたいという発信をくみ取るよう心掛けている。また、噛みつきやトラブルなどは起きたその時だけを見て一喜一憂せず年間を通して子どもの成長を見ていくようにしている。おむつ替えや着替え、靴を履くなど自分の身の回りのことが自分で行えるように保育者が一人ひとりに丁寧に伝え、ゆっくりと楽しみながらその動作を取得できるよう配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>4・5歳児は異年齢で過ごしたり、学年別で過ごしたりと活動の内容によってクラスの形態を変えている。異年齢保育ではそれぞれの遊びを楽しむ中、例えば、4歳児は5歳児が始めた紙芝居ごっこの影響で自分で絵を描き、お話を作り、友達に読み聞かせる活動を楽しんでいるが、そのような活動を自然に行ない、展開できるよう必要な物品を揃えたり、楽しく行えるよう声をかけるなどの配慮をしている。          プライベートゾーンの話やプール遊び等、その年齢でじっくり取り組みたいときには学年別の活動にして子どもの発達に合わせた工夫をしている。          毎日の保育では戸外で遊ぶ事を大切に考え、その日の活動に適した公園へ行き、身体を十分に動かして遊んでいる。3歳以上児の部屋には製作活動で作った多くの作品や皆で協力して作った作品が飾られており、また、室内には楽器や運動遊びに使う巧技台などがすぐに使えるように置かれているなど、子ども達の活動が充実するよう考えられた環境となっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>配慮が必要な子どもについては園内で話し合い行政機関の専門家からもアドバイスを得て保育の仕方や関わり方に配慮して援助をしている。          障害のある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ保育の考えを取り入れた保育を実践しており、集団行動が難しく配慮が必要な子どもも他児と同じ環境で保育し、同じ環境で過ごす中で「待つこと、急がないこと、やりたくないことは無理やりやらせないこと」などを念頭に置き、子ども達の育ち合う姿を見守っている。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>長時間保育になる子どもには活動時間を考慮し休憩時間を入れるなどの配慮がされている。延長保育時には子どもの疲労や気持ちの安定に配慮するほか、疲れて帰ってくる保護者の気持ちに寄り添った声掛けをしたり、ちょっとした相談事にも保護者のプレッシャーにならないようなアドバイスをするなど、保護者個々の環境的な背景も考慮し必要な配慮をすることになっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>小学校就学後は保育園とは異なる環境になることを踏まえ、年長児には意識的に30名規模の集団で過ごすことや、時間で生活を区切ることを体感する機会を設け、就学後も子ども達が円滑に小学校生活に入っていけるよう配慮している。園ではワークなどの文字指導は行っていないが、手紙ごっこや絵本等を用意し、遊びの中で数字や文字に興味を持つことができるような環境を整えている。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>毎日の子どもの体調は、体温など保護者が入力するアプリの記録や登園後の視診、およびその記録等で確認し職員間で共有している。 毎日意識して戸外に出て、身体を動かして遊んで体力をつけることや冬場に長距離走を行うなど、普段の保育の中で子どもの健康づくりを推進している。例えば冬の季節では子ども達に「寒いから外に出て遊んで元気な体を作ろうね」等の声掛けもして、遊びの中での体作りを促している。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>定期的に行われる歯科検診や健康診断を実施したときはアプリで全家庭に周知し、医師からの指示があった場合は個々の家庭に内容を知らせている。成長曲線を上回っている子どもについては給食のお代わりを控え家庭と協力して肥満防止に取り組むなど、診断結果にもとづく配慮をして保育している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー疾患がある子どもについては生活管理表を提出してもらい、医師の指示のもと対応を行っている。食物アレルギーを持つ子どもには除去食を用意している。除去食は食器の色を変え、専用トレーに載せ、食札をつけるほか受け渡しの際は、担任と調理員が献立を見ながら口頭で内容を確認するなど給食の取り違えに十分注意を払っている。また、園内研修で誤食をしたときの職員の役割分担や行動を確認したり、エピペンを使用したシミュレーションを行いリスクに備えている。</p>

A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>年間食育計画を立て、行事や季節に合った調理保育を行っている。また、栽培保育も行い、稲を植えたり、収穫したサツマイモで焼き芋をしたり、シソの葉でジュースを作る等、収穫した野菜で調理や食べる事を楽しんでいる。年長児では卒園前の時期に好きな献立について希望を聞き、リクエストされた献立をバイキング形式で提供したり、誕生日を祝う給食では旗を立て盛り付けに特別感を出すなど、楽しい気持ちになるような工夫をしている。普段の給食でも座席を固定せず好きな友達と一緒に食べたり、食べる物の順番を決めずに自分の好きなものから自由に食べられるよう配膳するなどの配慮をしている。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食会議ではクラスの喫食状況や食べやすさ等が担任から調理担当者へ伝えられ情報の共有が図られており、担任からの意見を取り入れメニューに反映させることもある。子どもに給食を提供する前には検食をして味付けなどの確認を行っている。また、食事提供の際には三角巾や割烹着を着用するなど、衛生面にも注意を払っている。これまで異物の混入などもなく安全な給食提供が行われている。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>園のブログを頻繁に更新し、日常の保育を保護者に伝えている。また、月に1回、保護者が利用するアプリに写真が公開され、写真販売が行われおり、その写真からも日ごろの保育の様子を知ることができる。運動会やウィンターフェスティバル等、保護者が参加する行事を実施し、日ごろ保育の中で行なっている遊びを保護者に伝えている。また、ブログでも公開している。子どもと保護者が行事を思い出したり、振り返ることもでき、家庭での保護者と子どもの会話にもつながるものと推察された。</p>	

A-2-(2) 保護者等の支援		
<p>A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児は毎月、以上児は3か月に1回作成している個別月案を保護者と共有し、園での子どもの姿やその姿からの課題等について認識の共有をして子どもの成長や発達を援助することに努めている。 例年開催している保育参観は今年度はクラスごとに日程を決め、子ども達の様子を生で配信して保護者に視聴してもらった。配信後はそのクラスの保護者全員を対象にリモート会議システムを用いて個人面談を行い、感想を聞いたり、子育ての相談などを実施した。また、保護者アンケートを頻繁に行う中で得られる子育ての悩みや相談に対応し、保護者が安心できるよう支援をしている。</p>
<p>A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>虐待防止については法人で対応マニュアルが整備されており、園内研修でも取り上げて虐待発見時の対応や報告の流れについて学んでいる。日々の視診や着がえの際に子どもの身体を確認し、気になることがあれば園長へ報告する等、対応の流れができています。虐待が疑われる時には状況に応じて担任や園長から保護者にアプローチし、場合により行政機関や児童相談所に相談、報告を行なう体制がある。</p>

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
<p>A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>保育者による自主的な保育が高いモチベーションのもとで実践されていると園長は認識している。職員は毎月、個別に自己評価を実施している。自己評価では目標が達成出来たら次の目標を立てているため、目標の達成状況によって一人ひとり内容が異なっており、個々に応じたスキルアップや育成につながられている。 保育実践面では、気になることがある時には園長が個別に声をかけ、一緒に振り返り、職員の意図を聞き相互理解をするようにしている。また、保育内容と保育所保育指針のすり合わせを行ない保育の実践と指針のずれがないか確認をしている。保育所保育指針の内容を園長が職員にテストすることなども行なって保育指針が職員にも理解され、定着するよう働きかけている。</p>	